

# 衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 10 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

## 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第 17 号）

- ・石田総務大臣、政府参考人、参議院事務局当局及び参議院法制局当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）  
（質疑者）泉健太君（国民）、高木錬太郎君（立憲）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）、野田佳彦君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 泉健太君（国民）

#### （1） 選挙執行経費基準法及び公職選挙法の一部改正について

##### ア 投票立会人の昼食代

- a 投票所経費のどの積算費目に含まれているかの確認
- b 投票立会人の費用弁償額から昼食代が支出されている事例の有無

##### イ 投票立会人の費用弁償を地方公共団体の判断により選挙執行経費基準法第 14 条に規定されている額から減額して支給することの可否

##### ウ 投票管理者が地方公共団体の職員である場合に、休日出勤手当と費用弁償が共に支給されるか否かについての確認

##### エ 投票立会人については、本改正による選挙権を有する者とする要件緩和の後においても、各投票区における選挙人名簿に登録された者を優先して選任すべきと考えることに対する総務省の見解

##### オ 候補者等は自身にとって最適な人物を開票立会人に選任したいと考えるにもかかわらず、本改正案ではその要件を拡大するとはいえ、市町村の選挙人名簿に登録された者に限定する理由

#### （2） 公職選挙法において認められる選挙運動

##### ア 午前 8 時より前にたすきを着用しての立礼、音楽を流しての立礼又は挨拶を行うことはそれぞれ公職選挙法において認められるか否かについての確認

##### イ 連呼行為及び午後 8 時から翌日午前 8 時までの間の街頭演説が禁止されている理由

##### ウ 走行する選挙運動用自動車の車上での演説が禁止されていることの確認

##### エ 車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」等）による選挙運動用ビラの頒布の可否

##### オ 戸別訪問による選挙運動は買収の温床となるおそれがあるとされていることに対する石田総務大臣の見解

##### カ 屋外での選挙運動を時代に合ったものとし、また、働き方改革の一環として、車上からの連呼行為等を行うことができる時間（午前 8 時～午後 8 時）を短縮することに対する石田総務大臣の見解

### 高木錬太郎君（立憲）

#### （1） 平成 31 年 4 月 7 日に執行された統一地方選挙（前半）について

##### ア 議員のなり手不足や無投票当選が多かったことについての石田総務大臣の見解

##### イ 投票率向上の施策を講じているにもかかわらず投票率の下落傾向が続くことについての石田総務大臣の見解

#### （2） 本改正案における選挙執行経費の基準額の改定等について

##### ア 基準額改定において考慮された最近における物価変動についての総務省の認識及び本改正案への

反映の仕方

- イ 全国市区選挙管理委員会連合会及び都道府県選挙管理委員会連合会からの選挙の実情に即した基準額等の改定を求める要望についての総務省の認識及び本改正案への反映の仕方
- (3) 期日前投票所について
  - ア 今夏の参議院議員通常選挙においても、前回と同様に、駅構内やショッピングセンター等への設置を含めて期日前投票所の積極的な措置を求める通知を各都道府県選管へ発出する予定の有無
  - イ 平成 28 年改正公職選挙法で可能となった期日前投票の投票時間の弾力的な設定の運用実態
- (4) 本改正案による投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和で投票所数減少を止められる見込み
- (5) 選挙運動用ポスター掲示場を駅前ロータリー等に設置するために総務省から各鉄道事業者に対して協力依頼を行う必要性
- (6) 選挙公報について
  - ア 本改正案で掲載文の電子データによる提出が可能となることによる各世帯への配布日数の短縮幅の見込み
  - イ 音声読み上げソフトを用いる視覚障害者等のために PDF ファイルと合わせてテキストデータを提出する方法の実現に向けた取組
  - ウ 選挙公報の各世帯への配布率
  - エ 投票所入場券に選挙公報を掲載した選挙管理委員会ホームページの QR コードを記載することについての総務省の見解

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) 選挙の執行において最も重要なことは公正であることであり、間違いがあってはならないことについての石田総務大臣への確認
- (2) 本改正案における開票所経費の基準額の改定について
  - ア 開票作業における不正や選挙事務のミスがなくなる理由についての石田総務大臣の見解
  - イ 1998 年及び 2016 年の参議院議員通常選挙における投票所数及び開票所数
  - ウ 開票所経費の基準額の積算に用いる開票に要する時間（4.5 時間）について
    - a 2016 年参議院通常選挙において上記の時間以内に開票が終了した開票所数及びその割合
    - b 本改正案において基準時間の見直しを行わなかった理由
  - エ 本改正案における開票所経費の増額は管理執行上のミスの減少につながるか否かについての石田総務大臣の見解
- (3) 投票所の閉鎖時刻の繰上げ
  - ア 1998 年及び 2016 年の参議院議員通常選挙における閉鎖時刻を繰り上げた投票所数の割合
  - イ 閉鎖時刻の繰上げを行う投票所を減らすための対策
  - ウ 投票所数の減少を食い止める対策
- (4) 実態に合った選挙事務の経費及び人員の確保のために、全選挙管理委員会に対して選管職員の人員配置等の実態調査を行う必要性についての石田総務大臣の見解

#### 浦野靖人君（維新）

- (1) 本改正案において整備される離島での開票や開票立会人の問題を解決するために情報通信技術を活用し、インターネット投票等の実現を進めていくべきと考えるが、現在検討されている在外選挙へのインターネット投票導入の進捗状況
- (2) 公職選挙法及び政治資金規正法の改正について
  - ア 公職選挙法を閣法によって改正した回数
  - イ 各党各会派の合意が得られず、政治の不作為で改正できていない項目に対しては総務省は物を申

すべきだと考えることについての石田総務大臣の見解

**野田佳彦君（社保）**

- (1) 本改正案が選挙の管理執行の実情に即した内容であることの確認
- (2) 参議院選挙制度改革に関する平成 30 年改正公職選挙法による参議院議員定数 6 増に係る増加経費
  - ア 新たに増える議員 1 人当たりの年間経費
  - イ 新たに増える議員 6 人分の年間経費及び任期 6 年間に掛かる経費の総額
  - ウ 定数増に伴う 6 人分の議員事務室の整備費及び光熱水料
- (3) いわゆる参議院議員歳費削減法案（参議院に自民、公明及び無クから提出）について
  - ア 同改正案によって削減される経費は定数 6 増による増加経費に見合うものであるか否かについての参議院事務局当局への確認
  - イ 我が国において過去に両院議員の歳費に差異が設けられた例の有無
  - ウ 海外の二院制を採用する国で両院議員の歳費に差異が設けられている国の数
  - エ 両院議員の歳費に差異を設けることは憲法 49 条に違反するとする学説が通説であることについての参議院法制局当局の見解